

第1章 基礎法令・整備関係法令

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的…6P

- 1…技術の向上
- 2…①安全性／②技術の向上
- 3…公害
- 4…①所有権／②公共の福祉

2 用語の定義…6P

- 1…道路運送車両
- 2…軽車両
- 3…原動機付自転車
- 4…①陸上
- 5…原動機付自転車
- 6…原動機

3 自動車の種別…7P

- 1…国土交通省令
- 2…原動機
- 3…軽

4 自動車の種別の分類…7、8P

- 1…○
- 2…3.40
- 3…① 0.660／② 1.48
- 4…① 1.70／② 2.00
- 5…① 4.70／② 1.70

2. 自動車の登録制度

1 登録の一般的効力…9P

- 1…登録

3 自動車登録番号標の封印等…9、10P

- 1…①封印
- 2…封印取付受託者
- 3…所有者
- 4…後面
- 5…左側
- 6…整備

4 変更登録…10P

- 1…○
- 2…型式
- 3…原動機の型式

5 移転登録…11P

- 1…所有者
- 2…15

6 永久抹消登録…11P

- 1…×（30日⇒15日）

7 一時抹消登録…11P

- 1…一時抹消登録

8 自動車登録番号標の表示…12P

- 1…識別
- 2…①被覆／②識別

9 車台番号等の打刻…12P

- 1…型式
- 2…①製作
- 3…×（自動車検査員は打刻できない）

10 打刻の塗まつ等の禁止…12、13P

- 1…原動機
- 2…塗まつ
- 3…①車台番号
- 4…整備

12 臨時運行の許可…13P

- 1…目的
- 2…○
- 3…試運転

3. 保安基準

1 保安基準…14～16P

- 1…55
- 2…①車輪
- 3…○

- 4…乗車定員
- 5…最大積載量
- 6…道路運送車両
- 7…①製作
- 8…技術基準
- 9…通行人

4. 自動車の点検整備制度

① 点検及び整備の義務…16P

- 1…使用者
- 2…維持
- 3…①点検／②整備

② 日常点検整備…17P

- 1…○
- 2…①国土交通省令／②目視等
- 3…①使用者／②走行距離
- 4…運行時
- 5…開始前
- 6…点検

③ 定期点検整備（点検期間）…17、18P

- 1…3
- 2…×（6月⇒3月）
- 3…×（6月⇒3月）
- 4…①6月／②3月
- 5…○
- 6…緩み
- 7…12月（1年）

④ 点検整備記録簿…19P、20P

- 1…×（自宅や事務所等⇒当該自動車）
- 2…年月日
- 3…①使用者／②当該自動車／③年月日
- 4…①点検／②整備
- 5…①国土交通省令／②総走行距離
- 6…①車台番号／②総走行距離

⑤ 整備管理者…21P

- 1…整備管理者
- 2…自動車車庫
- 3…①整備管理者／②15

⑥ 整備命令等…21P

- 1…①保安基準

- 2…整備
- 3…命ずる
- 4…15日以内

⑦ 技能検定…22P

- 1…整備の向上

⑧ 自動車車庫…23P

- 1…清掃

⑨ 点検及び整備に関する手引…23P

- 1…手引
- 2…①手引／②公表
- 3…①8／②30／③50～100
- 4…①左右前後輪／②走行位置

5. 自動車の検査制度

① 自動車の検査及び自動車検査証…24P

- 1…運行
- 2…自動車検査証
- 3…国土交通大臣

③ 自動車検査証の有効期間…25P

- 1…旅客
- 2…1年
- 3…国土交通省令
- 4…2年

④ 自動車検査証の有効期間の起算日…26P

- 1…翌日
- 2…2月

⑤ 継続検査…27P

- 1…有効期間
- 2…継続検査

⑦ 自動車検査証の備付け及び検査標章…27、28P

- 1…×（検査標章を表示しなければならない）
- 2…①自動車検査証／②検査標章
- 3…前方
- 4…検査標章
- 5…○

⑧ 自動車検査証記録事項の変更…28P

- 1…15

.....

11 自動車検査証の再交付…29P

- 1…自動車検査証
-

12 予備検査…29P

- 1…3月
-

13 限定自動車検査証…29P

- 1…15日
-

14 事務の委託…30P

- 1…委託
-

15 自動車の指定…30P

- 1…型式
-

16 自動車部品を装着した場合の取扱い…30P

- 1…○
- 2…×（高さの変更は±4cm以内）
- 3…○
-

6. 整備工場の認証制度

.....

1 特定整備事業の種類…31P

- 1…四輪の小型自動車
-

2 認証…32P

- 1…事業場
- 2…①特定
-

3 認証基準…32、33P

- 1…従業員
- 2…①平滑／②技術上の情報
- 3…運行補助装置
- 4…6
-

4 特定整備の定義…35、36P

- 1…①連結装置／②窓ガラス
- 2…①自動運行装置
- 3…車体前部又は窓ガラス
- 4…キャリパ
- 5…○
- 6…○
-

5 特定整備事業者の変更届等…36P

- 1…①特定／②30日
-

.....

6 特定整備事業者の標識…37P

- 1…○
-

7 特定整備事業者の義務…37P

- 1…保安基準
-

8 特定整備記録簿…37P

- 1…×（交付しなければならない）
- 2…2年
-

9 設備の維持等…38P

- 1…従業員
-

10 特定整備事業者の遵守事項…38P

- 1…×（事前の承諾が必要）
- 2…①料金／②必要性
- 3…料金
- 4…×（IDやパスワードをむやみにさらさないよう講じなければならない）
-

11 整備主任者…39P

- 1…×（整備主任者は、他の事業場の整備主任者を兼任することはできない）
-

13 不正改造等の禁止…40P

- 1…○
- 2…保安基準
-

7. 指定制度（工場関係）

.....

1 優良自動車整備事業者の認定…41P

- 1…整備作業
-

2 指定自動車整備事業の指定…41、42P

- 1…指定自動車整備事業
- 2…自動車検査員
- 3…管理組織
- 4…青色
-

4 対象自動車の指定…42P

- 1…×（業務の範囲外となる）
- 2…○
- 3…×（対象は最大積載量2トンまで）
- 4…○
- 5…○
-

6…×（対象は最大積載量2トンまで）

5 指定工場の設備、技術及び管理組織…43、44P

1…2（人）

2…4（人）

3…2（人）

4…1/3

5…×（電装工は自動車工に含まれない）

6…90（m²）

7…30（%）

8…主任技術者

9…自動車工

10…合理的

11…恒常性

6 検査の設備の基準…46P

1…前照灯試験機

2…①対象自動車の種類

10 設備の維持…47P

1…管理組織

11 検査用機器の校正…48P

1…○

2…前回の校正

3…1年

4…備付け

5…1

12 検査用機器の構造と取扱い…48P

1…×（日常点検として行わなければならない）

2…○

3…○

4…×（運転者1名が乗車した状態で測定する）

5…×（必要な暖機を行い、清浄空気を吸引させる）

6…○

7…○

8. 指定制度（検査員関係）

1 自動車検査員の選任…50P

1…自動車検査員

2…15

2 自動車検査員の兼任…56P

1…×（他の事業場の検査員になることはできない）

2…○

3 自動車検査員の要件…50P

1…地方運輸局長

4 自動車検査員の解任…51P

1…解任

5 自動車検査員の研修…51P

1…自動車検査員として新たに選任した者

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1 保安基準適合証の交付…51、52P

1…技術上

2…保安基準適合標章

3…①点検／②整備

2 保安基準適合証等に記載すべき事項の提供

…52、53P

1…○

2…承諾

3…書面

4…電磁的方法

5 自動車検査員による証明（証明方法）…53P

1…電磁的方法

7 自動車検査員による証明

（一時抹消登録車の取扱い）…54P

1…同一

8 自動車検査員による検査…54P

1…①同一／②最大安定傾斜角度

9 自動車検査員の服務…55、56P

1…整備作業

2…検査作業

3…×（なりすまし行為となるため行政処分の対象となる）

10 自動車検査員の作業区分及び完成検査場での作業

…56P

1…○

.....
11 保安基準適合証等の有効期間…57P

- 1…保安基準適合証
- 2…15 日間
- 3…○（有効期間は検査実施日に14日を足したもの）
- 4…○（同上）
- 5…×（7月19日⇒7月15日）
- 6…○（有効期間は検査実施日に14日を足したもの）

.....
12 保安基準適合証を提示した場合の取扱い
（中古新規検査）…57P

- 1…○

.....
13 保安基準適合標章の表示…59P

- 1…○

.....
14 保安基準適合証の取扱い（記載方法）…59P

- 1…最後の日
- 2…×（重複しない番号とすること）
- 3…権限

.....
15 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）
…60P

- 1…朱抹
- 2…×（1年間⇒2年間）

.....
16 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）…61P

- 1…令和5年12月14日
- 2…令和4年12月3日
- 3…令和3年11月8日
- 4…令和2年11月5日
- 5…×（自賠責保険の有効期間は終了日の正午（12時）であるため、保険期間が不足する）

.....
17 自賠責保険証明書の備付け…62P

- 1…×（写し⇒原本）

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

.....
1 指定整備記録簿（記載事項等）…64P

- 1…記載の日
- 2…×（保存期間はいずれも2年間）
- 3…指定整備記録簿

.....
4 指定整備事業者の罰則の適用…65P

- 1…その役員及び職員

2…公務

.....
6 指定整備事業者の変更届…66P

- 1…○

.....
7 不正使用等の禁止…66P

- 1…偽造
- 2…行使

第2章 検査関係

1. 自動車の構造関係

.....
1 用語の定義…68P

- 1…×（テルテルの継続点灯は不適合）
- 2…①衝突被害軽減制動制御装置／
②排出ガス発散防止装置／③車両接近通報装置
- 3…×（スペアタイヤ、予備部品、工具その他携行品は「運行に必要な装備」に該当しない）
- 4…○
- 5…①最内縁／②放射状／③垂直方向／④1.7
- 6…①連鎖

.....
3 不適切な補修等…70P

- 1…針金
- 2…×（受け口を設けなければならない）
- 3…○
- 4…全て
- 5…×（排気管に軍手が詰められているものは不適合）
- 6…×（粘着テープによる表示は不適合）

.....
5 長さ、幅及び高さ…72P

- 1…×（高さ3.0m⇒高さ3.8m）
- 2…×（積車状態⇒空車状態）
- 3…①13（m）／②2.5（m）／③3.8（m）

.....
7 車両総重量・軸重・輪荷重…73P

- 1…○
- 2…×（前軸⇒後軸）
- 3…①捨て／②燃料

.....
8 安定性…73、74P

- 1…20
- 2…○

.....

9 最小回転半径…74P

1…12

2. 自動車の装置一般

.....

1 原動機及び動力伝達装置…74P

1…×（エア・クリーナの取外しは不適合）

.....

2 速度抑制装置…75P

1…8

.....

3 走行装置（軽合金製ディスクホイール）…75P

1…○

2…○

3…○

.....

4 走行装置（空気入ゴムタイヤ）…76P

1…×（1.6cm⇒1.6mm、0.8cm⇒0.8mm）

2…×（「ロードインデックス：91」に対応する負荷能力は615kgのため不適合）

.....

5 かじ取装置…76P

1…×（加熱加工による修理は不適合）

2…車わく

.....

8 制動装置…77P

1…×（ブレーキホースの著しいねじれは不適合）

2…×（タイヤとの接触痕があるものは不適合）

3…黄色

4…①ゲージ／②液面低下警報装置

.....

9 緩衝装置…78P

1…容量

2…×（著しい左右の高さの不同は不適合）

3…○

4…×（コイル・スプリングの一部切断は不適合）

.....

10 燃料装置…79P

1…堅ろう

.....

11 電気装置…79P

1…橙

3. 自動車の車体関係

.....

1 車枠及び車体（走行装置の回転部分）…80P

1…○

2…×（この場合、乗車定員は9人以下でなければならない）

3…×（突出量が10mm未満は適合）

.....

2 車枠及び車体（エア・スポイラ）…80、81P

1…×（155mm⇒165mm、30mm⇒20mm以下）

2…20mm

.....

3 車枠及び車体（鋭い突起及び突出等）…81P

1…①後方等確認装置／②突起

.....

4 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）…82P

1…①2分の1／②3分の2／③20分の11

2…○

3…○

4…○（バン形状は突出積載のおそれなしとみなされ、3分の2以下が適用。293cm以下であるため適合）

.....

5 車体表示…82P

1…×（最大積載量の他、最大積載容積と積載物品名も表示する）

.....

6 巻込防止装置…83P

1…①450／②650

2…600

3…×（下縁の高さは450mm以下）

4…×（同上）

5…○

.....

7 突入防止装置…84P

1…600

2…100

3…×（下縁の高さは550mm以下）

4…×（左車輪の最外側内側は100mm以下）

5…○

.....

8 前部潜り込み防止装置…85P

1…○

2…400

4. 自動車の室内関係

1 乗車装置…86P

1…×（厚さ 3 mm 以上の木製の板（合板を含む）は適合）

2…①衝突／②頭部

2 運転者席…86、87P

1…① 1／② 2

2…○

3 座 席…87P

1…① 500／② 300

4 座席ベルト…88P

1…○

5 座席ベルト非装着時警報装置…89P

1…○（平成 6 年 3 月 31 日以前は不要）

2…×（令和 2 年 9 月 1 日以降は全席必要）

3…○（平成 6 年 3 月 31 日以前は不要）

6 頭部後傾抑止装置…90P

1…×（3.5t 超は不要）

2…×（設問の小型乗用自動車には当該装置を備えなければならない）

3…×（車両総重量 3.5t 以下のため必要）

9 立 席…91P

1…0.14

10 乗降口…92P

1…①右／②左／③ 1

2…×（左側面⇒右側面）

11 非常口…92P

1…30

12 物品積載装置…93P

1…×（普通自動車は 1.5t/m³、小型自動車は 1.3t/m³）

2…① 5.8／② 1.56／③ 1.5

3…① 5.5／② 1.6／③ 1.5

4…① 5.5／② 1.56／③ 1.5

5…×（「さし枠」を取付けるための金具類の取付けは不適合）

14 窓ガラス貼付物等…94P

1…20%

2…×（60%⇒70%）

3…① 100／② 125

4…×（ガラス開口部の下縁から 100mm 以下、標識の前縁がその付近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内であること）

5…○

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1 騒音防止装置（消音器）…95P

1…○

2…×（ボルトによる固定は不適合）

2 排出ガス等発散防止装置（機能維持）…96P

1…×（触媒が取外されているものは不適合）

5 排気管…97P

1…乗車人員

2…○

6. 自動車の灯火関係

1 走行用前照灯…98P

1…淡黄色

2 すれ違い用前照灯…99P

1…○

3 前部雾灯…99P

1…3

2…○

3…○

5 車幅灯…100P

1…① 2,100／② 250／③ 400

2…400mm

3…○

4…○

5…○

7 前部反射器…101P

1…被牽引自動車

2…○

.....

8 側方灯・側方反射器…102P

1…① 6

2…①側方反射器／② 3000／③ 4000

.....

9 番号灯…103P

1…20

.....

10 尾 灯…103P

1…① 350

2…○

.....

11 後部雾灯…104P

1…○

2…×（左側⇒右側）

3…○

.....

12 後部反射器…104P

1…○

2…250mm

3…○

.....

13 大型後部反射器…105P

1…×（上縁～ 250mm 以下⇒下縁～ 250mm 以上）

2…7

.....

14 制動灯…106P

1…○

.....

15 補助制動灯…106P

1…×（平成 21 年 12 月 31 日以前は任意灯火）

2…○

.....

16 後退灯…107P

1…250

2…① 2／② 3／③ 4／④ 1

.....

17 方向指示器…108P

1…×（毎分 180 回⇒毎分 60 回以上 120 回以下）

2…100

3…① 100／② 昼間

4…① 60／② 120

.....

18 補助方向指示器…109P

1…×（前面⇒両側面）

.....

.....

20 その他の灯火等の制限…109P

1…○

.....

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

.....

1 警音器…112P

1…×（音の大きさが自動的に変化するものは不適合）

2…×（サイレン又は鐘は不適合）

.....

2 非常信号用具…112P

1…○（大型特殊自動車に装備要件はない）

.....

3 後写鏡…112P

1…緩衝

2…①最外側／② 1.8／③緩衝

.....

4 直前及び側方の視界…113P

1…①外側の表面上／②配線

.....

5 窓ふき器等…114P

1…自動式

2…×（手動式 ⇒ 自動式）

.....

6 速度計等…115P

1…×（平成 20 年 9 月 30 日以前は備えなくてもよい）

.....

7 消火器…115P

1…○（乗車定員にかかわらず、幼児専用車は消火器を備えなければならない）

2…○（同上）

.....

9 緊急自動車…115P

1…300

2…×（警告灯 ⇒ 警光灯、150m ⇒ 300m）

.....

11 自主防犯活動用自動車…116P

1…○

.....

13 乗車定員…116P

1…1.5

.....

8. テスタ等による機能維持確認

1 かし取車輪の整列状態

(サイドスリップ・テスト) …117P

- 1 … 5
- 2 … ① 1 / ② 5
- 3 … ○

3 近接排気騒音の大きさ (騒音計等) …117P

- 1 … ①性能等確認済表示 / ② 5 dB
- 2 … × (平均値が 94dB を超えるため不適合)

4 CO・HC の濃度 (CO・HC テスタ) …121P

- 1 … ① 1.0 / ② 300
- 2 … ① 1.0 / ② 300
- 3 … ① 0.5 / ② 1,000
- 4 … ○

5 光吸収係数又は黒煙による汚染度

(オパシメータ又は黒煙測定器) …123P

- 1 … 0.50
- 2 … ○
- 3 … ① 0.40 / ② 0.50
- 4 … ① 0.40 / ② 0.50
- 5 … ○

6 前照灯の明るさ及び主光軸の向き

(前照灯試験機) …125、126P

- 1 … × (前照灯試験機「すれ違い用」での検査が必要)
- 2 … ① 100 / ② 5 / ③ 270 / ④ 12,000 / ⑤ 15,000
- 3 … ① 20 / ② 150 / ③ 110 / ④ 230 / ⑤ 6400

8 警音器の音の大きさ (騒音計等) …128P

- 1 … ① 7 / ② 87

9 速度計の指度の誤差 (速度計試験機) …128P

- 1 … ○
- 2 … ① 31.0 / ② 42.5

11 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し

(検査用スキャンツール) …129P

- 1 … ○

第3章 計算問題

※省略。本書の「第3章 計算問題」に解答と解説を収録。

第4章 年度別試験問題

1 令和7年度第1回 自動車検査員教習試験

(基礎法令・整備関係法令)

【1】 …163P

1. ①安全性 [車両法1条] / ②技術の向上 [車両法1条]
2. ③道路運送車両 [車両法2条1項]
3. ④国土交通省令 [車両法3条]
4. ⑤製作 [車両法29条1項]
5. ⑥原動機 [車両法31条]

【2】 …163 ~ 165P

1. ウ=封印 [車両法11条5項]
2. オ=自動車検査証 [車両法58条1項]
3. ア=旅客 [車両法61条1項]
4. イ=識別 [車両法19条]
5. エ=車輪 [車両法40条4~6号]
6. エ=継続検査 [車両法62条1項]
7. エ=2ヶ月 [施行規則44条1項]
8. オ=後面 [施行規則8条1項]
9. イ=保安基準適合証 [指定規則9条1項]
10. エ=最大安定傾斜角度 [指定規則8条 別表2]

【3】 …165、166P

1. ニ=封印取付受託者 [車両法11条1項]
2. タ=所有者 [車両法13条1項]
3. ク=一時抹消登録 [車両法16条1項]
4. カ=乗車定員 [車両法42条]
5. キ=道路運送車両 [車両法46条]
6. イ=使用者 [車両法47条]
7. サ=指定自動車整備事業 [車両法94条の2 1項]
8. ナ=1年 [指定規則12条1項]
9. テ=技術 [車両法94条の5 1項]
10. ケ=公務 [車両法94条の7]

【4】 …166、167P

1. ○ [施行規則2条 別表1]
2. × (なりすまし行為にあたるため、行政処分の対象となる) [OBD検査システムのID等の管理2. ①]
3. ○ [施行規則3条8号イ]
4. × (7月19日⇒7月15日) [指定規則9条1項]
5. ○ [車両法12条1項]
6. × (自宅や事務所等⇒当該自動車) [車両法49条1項]
7. ○ [自動車部品の取扱い1. (1) ③]
8. ○ [車両法94条の5 2項]
9. ○ [車両法47条の2 1項]

10. × (ID やパスワードをむやみにさらさないよう
対策を講じなければならない)
[施行規則6条の2の2 1項(6)の3]
11. × (30日⇒15日) [車両法15条1項1号]
12. ○ [車両法66条5項]
13. × (業務の範囲を超えて保安基準適合証を交付
してはならない) [車両法94条の2 2項]
14. ○ [車両法94条の2 2項、指定規則15条5号様式]
15. × (他の事業場の検査員となることはできない)
[車両法94条の4 2項]
16. × (1年⇒2年) [整備事業の取扱い 別添3の3第6(7)]
17. × (写し⇒原本) [自賠法8条]
18. ○ [整備事業の取扱い 別紙3の2 2.(5)]
19. × (事前の承諾が必要)
[施行規則62条の2の2 1項3号、
整備事業の取扱い 別添1第3 2.(2)]

【5】…167P

1. ○ [指定規則12条1項]
2. ○ [検査機器の取扱い]
3. × (1ヶ月ごとではなく日常点検として行わな
ければならない) [検査機器の取扱い]
4. × (運転者1名が乗車した状態で測定する)
[検査機器の取扱い]
5. × (必要な暖機を行い、清浄空気を吸引させる)
[検査機器の取扱い]

(検査関係)

【1】…168P

1. ①キ＝容量 [審査規程7-22-1、7-22-2]
2. ②エ＝堅ろう [審査規程7-23-1-1 (1) ①]
3. ③オ＝淡黄色 [審査規程7-65-8-2 (1) ①]
4. ④ソ＝8 [審査規程7-10-1 (1) ①]
5. ⑤シ＝乗車人員 [審査規程7-63-1]
6. ⑥ス＝3 [審査規程7-70-3 (1) ①]
7. ⑦テ＝350 [審査規程7-81-3 (1) ②]
8. ⑧ツ＝250 [審査規程7-90-3 (1) ③]
9. ⑨ク＝針金 [審査規程4-4 (1) ①ア]
10. ⑩イ＝緩衝 [審査規程7-106-2-1 (1) ②]

【2】…169P

1. ○ [審査規程7-28-1 (3) ①]
2. ○ [審査規程7-45、7-45-5]
3. × (「さし枠」を取付るための金具類の取り付け
は不適合) [審査規程7-52-1 (1) ③]
4. ○ [審査規程7-11-1 (2) ①]

5. ○ [審査規程9-13 (2) ①]
6. × (毎分180回⇒毎分60回以上120回以下)
[審査規程7-91-3 (2) ①]
7. ○ [審査規程7-85-2 (1) ②]
8. ○ [審査規程7-82-3 (1) ②]
9. × (受け口を設けなければならない)
[審査規程4-4 (1) ①カ]
10. ○ [審査規程7-96-1 (7)]

【3】…169、170P

1. ア＝20 [審査規程7-6-1 (1) ①]
2. イ＝放射状／ウ＝垂直／エ＝1.7 [審査規程1-3]
3. オ＝450／カ＝650 [審査規程7-36-3 (1) ①]
4. キ＝ゲージ／ク＝液面低下警報装置
[審査規程7-16-2-1 (2) ②]
5. ケ＝100／コ＝125 [審査規程7-55-1 (1) ③]
6. サ＝2100／シ＝250／ス＝400
[審査規程7-74-3 (1) ③、⑤]
7. セ＝排出ガス発散防止装置
／ソ＝車両接近通報装置 [審査規程1-3]
8. タ＝右／チ＝左／ツ＝1 [審査規程7-50-1 (1)、(2)]
9. テ＝7 [審査規程7-86-1]
10. ト＝0.50 [審査規程9-7⑥]

【2】令和6年度第1回 自動車検査員教習試験 (基礎法令・整備関係法令)

【1】…171P

1. 公共の福祉 [車両法1条]
2. 軽車両 [車両法2条1項]
3. 原動機 [車両法3条]
4. 型式 [車両法29条1項]
5. 塗まつ [車両法31条]

【2】…171、172P

1. オ＝整備 [車両法11条5項]
2. イ＝国土交通大臣 [車両法58条1項]
3. ア＝1年 [車両法61条1項]
4. ア＝被覆しない [車両法19条]
5. オ＝55 [車両法40条]
6. イ＝有効期間 [車両法62条1項]
7. エ＝偽造 [車両法98条1項]
8. ア＝左側 [施行規則8条]
9. エ＝15日間 [指定規則9条1項]
10. ウ＝同一 [指定規則8条 別表2]

【3】…173P

1. タ＝所有者 [車両法 11 条 1 項]
2. エ＝ 15 [車両法 13 条 1 項]
3. ク＝一時抹消登録 [車両法 16 条 1 項]
4. カ＝最大積載量 [車両法 42 条]
5. コ＝技術基準 [車両法 46 条]
6. イ＝使用者 [車両法 47 条]
7. サ＝自動車検査員 [車両法 94 条の 2 1 項]
8. ナ＝ 1 年 [指定規則 12 条 1 項]
9. ア＝点検 [車両法 94 条の 5 1 項]
10. ケ＝公務 [車両法 94 条の 7]

【4】…174～175P

1. ○ [施行規則 2 条 別表 1]
2. ○ [施行規則 2 条の 3 2 号]
3. ○ [施行規則 3 条 8 号]
4. × (検査標章を表示しなければならない)
[車両法 66 条 1 項]
5. ○ [車両法 12 条 1 項]
6. × (30 日⇒15 日) [車両法 15 条 1 項 1 号]
7. ○ [車両法 34 条 2 項]
8. ○ [車両法 41 条]
9. ○ [車両法 47 条の 2 1 項]
10. × (6 月⇒3 月) [車両法 48 条 1 項 1 号]
11. × (自宅や事務所等⇒当該自動車) [車両法 49 条]
12. ○ [車両法 66 条 5 項]
13. × (交付しなくてもよい⇒請求の有無に係わらず、交付しなければならない) [車両法 91 条 2 項]
14. ○ [車両法 94 条の 2 2 項、指定規則 15 条 5 号様式]
15. ○ [車両法 94 条の 4 2 項]
16. ○ [車両法 99 条の 2]
17. × (写し⇒原本) [自賠法 8 条]
18. × (自賠責保険の有効期間は終了日の正午であるため、保険期間が不足する)
[保適の有効期間と自賠保険の取扱い]
19. × (有効期間に係わらず、保存期間は 2 年間)
[車両法 94 条の 6 2 項]
20. × (事前の承諾が必要)
[整備事業の取扱い 別添 1 第 3 の 2 (2)]

【5】…175P

1. × (1 月ごと⇒日常点検) [検査機器の取扱い]
2. ○ [検査機器の取扱い]
3. ○ [検査機器の取扱い]
4. × (運転者 1 名が乗車した状態で測定する)
[検査機器の取扱い]

5. ○ [検査機器の取扱い]

(検査関係)

【1】…176、177P

1. ①テ＝ 400mm [審査規程 7-74-3 (1) ⑤]
2. ②ス＝ 20mm [審査規程 7-28-1 (3) ③エ]
3. ③イ＝ 20% [審査規程 7-55-1 (1) ⑧ア]
4. ④コ＝ 250mm [審査規程 7-85-3 (1) ①]
5. ⑤ク＝全て [審査規程 4-4 (1) ②イ]
6. ⑥カ＝車わく [審査規程 7-13-1-1 ③]
7. ⑦チ＝黄色 [審査規程 7-15-2-1 (2) ④]
8. ⑧ウ＝被牽引自動車 [審査規程 7-77-1]
9. ⑨ケ＝淡黄色 [審査規程 7-65-8-2 (1) ①]
10. ⑩タ＝自動式 [審査規程 7-109-1 (1)]

【2】…177P

1. ○ [審査規程 7-111-1 ⑨]
2. × (車両総重量 3.5t 超は不要)
[審査規程 7-46-1]
3. × (触媒が取り外されているものは不適合)
[審査規程 7-59-1-1 (2) ③]
4. × (左右の空気ばねの高さに著しい不同があるものは不適合) [審査規程 7-22-2 ⑦]
5. ○ [審査規程 7-56-2-1 (1) ⑤、(2) ①]
6. × (音の大きさが自動的に変化するものは不適合)
[審査規程 7-97-2 (1) ②]
7. ○ [審査規程 7-28-1 (7)、(8)]
8. × (加熱加工による修理部品は不適合)
[審査規程 7-13-1-1 ①コ]
9. ○ [審査規程 7-74-2 (1) ②]
10. ○ [審査規程 4-4 (1) ①ア]

【3】…177、178P

1. ア＝衝突／イ＝頭部 [審査規程 7-40-1-2 (5)]
2. ウ＝側方反射器 [審査規程 7-79-1 (1) ①] ／
エ＝ 3,000 ／オ＝ 4,000 [審査規程 7-79-3 (1) ④]
3. カ＝最外側／キ＝ 1.8 ／ク＝緩衝
[審査規程 7-106-2-1 (1) ②]
4. ケ＝衝突被害軽減制動制御装置／
コ＝自動運行装置 [審査規程 1-3]
5. サ＝ 600 [審査規程 7-37-1 (1) ②]
6. シ＝外側の表面上 [審査規程 7-107-3 (1) ①、②] ／
ス＝配線 [審査規程 7-107-3 (1) ②]
7. セ＝ 7 ／ソ＝ 87 [審査規程 9-10 (1) ①]
8. タ＝後方等確認装置／チ＝突起
[審査規程 7-28-1 (5) ⑤]

9. ツ＝600 [審査規程7－36－3 (2)]
10. テ＝性能等確認済表示／ト＝5 dB
[審査規程9－5 (4)]

.....
3 令和5年度第1回 自動車検査員教習試験
(基礎法令・整備関係法令)

【1】…179、180P

1. ①ト＝所有権／②サ＝公共の福祉 [車両法1条]
2. ③コ＝原動機付自転車 [車両法2条]
3. ④カ＝登録 [車両法4条]
4. ⑤ア＝被覆／⑥セ＝識別 [車両法19条]
5. ⑦ス＝車台番号 [車両法31条]
6. ⑧オ＝自動車検査証／⑨ケ＝検査標章
[車両法66条1項]
7. ⑩タ＝委託 [車両法74条の5 1項]
8. ⑪キ＝保安基準 [車両法99条の2]
9. ⑫ハ＝連結装置／⑬ヘ＝窓ガラス [施行規則3条]
10. ⑭ホ＝1.70／⑮ミ＝2.00 [施行規則2条 別表1]

【2】…180、181P

1. ①タ＝点検／②セ＝整備 [車両法47条]
2. ③ク＝国土交通省令／④エ＝目視等
[車両法47条の2 1項]
3. ⑤ナ＝3 [車両法48条]
4. ⑥ウ＝年月日 [車両法49条1項]
5. ⑦ケ＝整備管理者 [車両法50条1項]
6. ⑦ケ＝整備管理者／⑧ネ＝15 [車両法52条]
7. ⑨サ＝命ずる [車両法54条の2 1項]
8. ⑩キ＝総走行距離 [点検基準4条1項]

【3】…181P、182P

1. ①エ＝保安基準 [車両法90条]
2. ②ケ＝料金／③キ＝必要性 [施行規則62条の2の2]
3. ④サ＝管理組織 [車両法94条の2 1項]
4. ⑤ネ＝15 [車両法94条の4 3項]
5. ⑥ト＝保安基準適合標章 [車両法94条の5 1項]
6. ⑦カ＝承諾 [車両法94条の5 2項]
7. ⑧ア＝前照灯試験機 [指定規則2条1項]
8. ⑨タ＝前回の校正 [指定規則12条1項]
9. ⑩ナ＝1 [指定規則12条2項]

【4】…182、183P

1. ①ク＝公務 [車両法94条の7]
2. ②ケ＝青色 [指定規則15条]
3. ③ア＝合理的 [整備事業の取扱い 別添3第2]
4. ④イ＝整備作業 [整備事業の取扱い 別添3第5]

5. ⑤コ＝朱抹 [整備事業の取扱い 別添3の2第5]

【5】…183P

1. ○ [指定規則9条]
2. ○ [施行規則3条]
3. × (自動車検査員は打刻できない) [車両法29条]
4. ○ [自動車部品の取扱い]
5. × (小型は最大積載量が2トンまで)
[車両法94条の2、94条の5、施行規則57条]

【6】…183P

1. ①原動機 [車両法2条2項]
2. ②運行 [車両法58条1項]
3. ③前方 [施行規則37条の3 1項]
4. ④2
[整備事業の取扱い 別添3第2 1項、別紙3の2 1項表]
5. ⑤令和5年12月14日
[保適の有効期間と自賠責保険の取扱い1]

(検査関係)

【1】…184P

1. × (スペアタイヤ、予備部品、工具その他携行
品は「運行に必要な装備」には該当しない)
[審査規程1－3]
2. × (平成21年12月31日以前は任意灯火)
[審査規程7－89－6]
3. ○ [審査規程7－118－1]
4. ○ [審査規程7－63－1③]
5. × (平成20年9月30日以前製作の軽自動車に
は備えなくてもよい)
[審査規程7－110－6－1 (2)]
6. ○ [審査規程7－41－1 (5) ②]
7. × (左側⇒右側) [審査規程7－82－3 (1) ⑧]
8. × (最大積載量その他、最大積載容積と積載物品
名も表示する) [審査規程7－35－1 (1)]
9. × (左側面⇒右側面) [審査規程7－50－1 (1)]
10. ○ [審査規程7－6－1 (1) ①]

【2】…184、185P

1. × (エア・クリーナの取外しは不適合)
[審査規程7－9－1 (1) ④]
2. ○ [審査規程7－66－3 (1) ⑫]
3. × (プレーキホースの著しいねじれは不適合)
[審査規程7－16－2－1 (2) ①カ]
4. × (下縁の高さは450mm以下)
[審査規程7－36－3 (1) ①]

5. ○ [審査規程 7-11-1 (2) ①]
6. × (この場合、乗車定員は 9 人以下でなければならない) [審査規程 7-28-1 (3) ①]
7. ○ [審査規程 7-55-1 (1) ⑫、(2) ①]
8. ○ [審査規程 9-11 (1)]
9. ○ [審査規程 7-98-1]
10. ○ [審査規程 7-74-7-3 (1) ③]

【3】…185、186P

1. ア = 0.40 / イ = 0.50 [審査規程 9-7 (1) ⑥]
2. ウ = 7 [審査規程 7-86-1]
3. エ = 5.8 / オ = 1.56 / カ = 1.5
[審査規程 7-52-5-1 (2) ①]
4. キ = 最内縁 / ク = 垂直方向 / ケ = 1.7
[審査規程 1-3]
5. コ = 20 / サ = 150 / シ = 110 / ス = 230 /
セ = 6400 [審査規程 9-8 (3) ②]
6. ソ = 1 / タ = 300 [審査規程 9-6 (1) ①]
7. チ = 100 [審査規程 7-37-1 (1) ①]
8. ツ = 300 [審査規程 7-116-2 (1)]
9. テ = 1.5 [保安基準 53 条]
10. ト = 5 [審査規程 9-2 (1)]

4 令和 4 年度第 1 回 自動車検査員教習試験 (基礎法令・整備関係法令)

【1】…187、188P

1. ①カ = 公害 [車両法 1 条]
2. ②イ = 陸上 [車両法 2 条 2 項]
3. ③オ = 整備 [車両法 11 条 5 項]
4. ④ヒ = 被覆 [車両法 19 条]
5. ⑤ニ = 塗まつ [車両法 31 条]
6. ⑥ハ = 試運転 [車両法 35 条 1 項]
7. ⑦ア = 通行人 [車両法 46 条]
8. ⑧エ = 国土交通省令 [車両法 61 条 1 項]
9. ⑨ト = 自動車検査証 [車両法 70 条]
10. ⑩サ = 型式 [車両法 75 条]
11. ⑪セ = 保安基準 [車両法 99 条の 2]
12. ⑫ネ = 自動運行装置 [施行規則 3 条]
13. ⑬ウ = 翌日 [施行規則 44 条 1 項]
14. ⑭ヘ = 4.70 / ⑮ミ = 1.70 [施行規則 2 条 別表 1]

【2】…188、189P

1. ①ト = 使用者 [車両法 47 条]
2. ②ケ = 走行距離 [車両法 47 条の 2]
3. ③オ = 当該自動車 / ④エ = 年月日 [車両法 49 条]
4. ⑤コ = 整備 [車両法 54 条の 2 1 項]

5. ⑥キ = 整備の向上 [車両法 55 条 1 項]
6. ⑦ス = 公表 [車両法 57 条]
7. ⑧ナ = 清掃 [点検基準 6 条]
8. ⑨タ = 左右前後輪 / ⑩ア = 走行位置
[点検整備の手引]

【3】…189、190P

1. ①セ = 事業場 [車両法 78 条 1 項]
2. ②テ = 30 [車両法 81 条 1 項]
3. ③ニ = 2 年 [車両法 91 条 3 項]
4. ④ウ = 管理組織 [車両法 94 条の 3 1 項]
5. ⑤ス = 同一 [車両法 94 条の 5 5 項]
6. ⑥サ = 記載の日 [車両法 94 条の 6 2 項]
7. ⑦ケ = 平滑 / ⑧ア = 技術上の情報 [施行規則 57 条]
8. ⑨キ = 電磁的方法 [指定規則 7 条 1 項]
9. ⑩ナ = 1 年 [指定規則 12 条 1 項]

【4】…190、191P

1. ①ウ = 書面 [施行令 10 条 1 項]
2. ②ア = 地方運輸局長 [指定規則 4 条 1 項]
3. ③ケ = 恒常性 [整備事業の取扱い 別添 3 第 2]
4. ④イ = 検査作業 [整備事業の取扱い 別添 3 第 5]
5. ⑤オ = 権限 [整備事業の取扱い 別添 3 の 3 第 1]

【5】…191P

1. × (7 月 19 日 ⇒ 7 月 15 日) [指定規則 9 条 1 項]
2. × (6 月ごと ⇒ 3 月ごと) [車両法 48 条 1 項]
3. ○ [車両法 94 条の 5、整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 3 (4)]
4. ○ [自動車部品の取扱い 1. (1) ~ (3)]
5. ○ [車両法 94 条の 2、94 条の 5、施行規則 57 条]

【6】…191、192P

1. ①型式 [車両法 12 条 1 項]
2. ②自動車検査員 [車両法 94 条の 4 1 項]
3. ③ 4 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1.]
4. ④ 6 [施行規則 57 条 1 項、別表 4]
5. ⑤令和 4 年 12 月 3 日
[保適の有効期間と自賠責保険の取扱い 1]

(検査関係)

【1】…192P

1. ○ [審査規程 9-7 (1)]
2. × (上縁 ~ 250mm 以下 ⇒ 下縁 ~ 250mm 以上)
[審査規程 7-86-3 (1) ②]
3. ○ [審査規程 7-85-2 ④]
4. × (前面 ⇒ 両側面) [審査規程 7-92-1]

5. ⑤テ＝解任 [車両法 94 条の 4 4 項]

【5】…199P

1. ○ [指定規則 9 条 1 項]
2. × (整備主任者は、他の事業場の整備主任者を兼任することはできない)
[施行規則 62 条の 2 の 2 1 項 7 号]
3. ○ [整備事業の取扱い 別添 3 第 5 (1)、別紙 3 の 2 2 (5)]
4. × (電装工は自動車工に含まれない)
[整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1. 1-3、2. (4)]
5. ○ [指定規則 5 号様式備考 (1)]

【6】…199、200P

1. ① 3.40 [車両法 3 条、施行規則 2 条・別表 1]
2. ② 90 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1. 1-6]
3. ③ オパシメータ [指定規則 2 条 1 項 2 号]
4. ④ 2 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1. 1-2]
5. ⑤ 令和 3 年 11 月 8 日
[保適の有効期間と自賠保険の取扱い 1]

(検査関係)

【1】…200、201P

1. ○ [審査規程 1-3]
2. × (積車状態⇒空車状態) [審査規程 7-2-1 (1)]
3. ○ [審査規程 7-111-1 ⑨]
4. ○ [審査規程 7-28-1 (7)]
5. ○ [審査規程 7-5-1 (1)]
6. ○ [審査規程 7-89-1 (2)]
7. × (手動式⇒自動式) [審査規程 7-109-1 (1)]
8. × (警告灯⇒警光灯、150m⇒300m)
[審査規程 7-116-2-2 (1) ①]
9. ○ [審査規程 9-2 (1)]
10. ○ [審査規程 7-36-3 (1) ①]

【2】…201、202P

1. × (一部切断は不適合) [審査規程 7-22-2 ⑮ア]
2. ○ [審査規程 7-70-3 (1) ①]
3. × (左車輪の最外側の内側は 100mm 以下)
[審査規程 7-37-10-3 (1) ②ウ]
4. ○ [審査規程 7-81-3 (1) ②、④]
5. ○ [審査規程 7-37-9-3 ①ア]
6. × (排気管に軍手が詰められているものは不適合)
[審査規程 4-4 (1) ③エ]
7. ○ [自動車部品の取扱い]
8. ○ [審査規程 7-77-2 (1) ③、7-96]

9. × (突出量 5 mm は適合)

[審査規程 7-28-1 (3) ①]

10. × (令和 2 年 9 月 1 日以降製作車は全席必要)

[審査規程 7-45-1]

【3】…202P

1. ア＝12 [審査規程 7-7-1 (1)]
2. イ＝100／ウ＝5／エ＝270／オ＝12,000／カ＝15,000 [審査規程 9-8 (1) ①]
3. キ＝400 [審査規程 7-38-3 (2)]
4. ク＝100 [審査規程 7-91-2-1 (1) ①]
5. ケ＝0.4／コ＝0.5
[審査規程 9-7 (1) ①、別添 11 4. 4 (2)]
6. サ＝31.0／シ＝42.5 [審査規程 9-11 (1)]
7. ス＝1／セ＝300 [審査規程 9-6 (1) ①]
8. ソ＝20 [審査規程 7-80-2 (1) ①]
9. タ＝5.5／チ＝1.6／ツ＝1.5
[審査規程 7-52-1 (1) ②]
10. テ＝8／ト＝5 [審査規程 7-10-1 (1)]

6 令和 2 年度第 1 回 自動車検査員教習試験 (基礎法令・整備関係法令)

【1】…203～205P

1. ① ヒ＝安全性 [車両法 1 条]
2. ② キ＝原動機付自転車 [車両法 2 条 2 項]
3. ③ ム＝所有者 [車両法 11 条 1 項]
4. ④ ヘ＝一時抹消登録 [車両法 16 条 1 項、2 項]
5. ⑤ ノ＝整備 [車両法 31 条]
6. ⑥ テ＝車輪 [車両法 40 条]
7. ⑦ ア＝自動運行装置 [車両法 41 条]
8. ⑧ ス＝通行人 [車両法 46 条]
9. ⑨ ト＝2 年 [車両法 61 条 1 項]
10. ⑩ ク＝検査標章 [車両法 66 条 5 項]
11. ⑪ ナ＝15 日 [車両法 71 条の 2 3 項]
12. ⑫ ホ＝行使の目的 [車両法 98 条 1 項]
13. ⑬ ケ＝保安基準 [車両法 99 条の 2]
14. ⑭ ネ＝0.660／⑮ フ＝1.48 [施行規則 2 条、別表 1]

【2】…205、206P

1. ① オ＝維持 [車両法 47 条]
2. ② ハ＝運行時 [車両法 47 条の 2 1 項]
3. ③ ウ＝事業用自動車 [車両法 48 条 1 項 1 号]
4. ④ ケ＝日常点検 [車両法 47 条の 2 2 項]
5. ⑤ ク＝点検／⑥ イ＝整備 [車両法 49 条 1 項]
6. ⑦ フ＝保安基準 [車両法 54 条 1 項]
7. ⑧ テ＝整備の向上 [車両法 55 条 1 項]
8. ⑨ ノ＝15 日以内 [車両法 54 条の 2 4 項]

9. ⑩カ＝手引 [車両法 57 条]

【3】…206、207P

1. ①ケ＝特定 [車両法 78 条 1 項]
2. ②サ＝30 日 [車両法 81 条 1 項]
3. ③タ＝管理組織 [車両法 94 条の 2 1 項]
4. ④オ＝15 日 [車両法 94 条の 4 3 項]
5. ⑤キ＝点検／⑥テ＝整備 [車両法 94 条の 5 1 項]
6. ⑦ク＝公務 [車両法 94 条の 7]
7. ⑧ウ＝音量計 [指定規則 2 条 1 項 2 号]
8. ⑨ナ＝備付け [指定規則 12 条 1 項]
9. ⑩ネ＝自動車検査員として新たに選任した者
[指定規則 14 条 1 項 1 号]

【4】…207P

1. ①オ＝対象自動車の種類
[整備事業の取扱い 別添 3 第 2 2 (1)]
2. ②ア＝整備作業 [整備事業の取扱い 別添 3 第 5 (1)]
3. ③ウ＝最後の日 [整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 2 (7)]
4. ④ク＝自動車工 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 2 (4)]
5. ⑤エ＝主任技術者 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 2 (2)]

【5】…208P

1. ○ [指定規則 9 条 1 項]
2. ○ [施行規則 20 号様式 備考 (7)]
3. ○ [車両法 94 条の 9 (81 条 1 項準用)]
4. × (重複してはならない)
[整備事業の取扱い 別添 3 の 3 第 1 (1)]
5. × (最大積載量 2 トンまで)
[指定規則 5 号様式 備考 (1)]

【6】…208P

1. ①軽 [車両法 3 条]
2. ②国土交通大臣 [車両法 58 条 1 項]
3. ③ 30 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1. 1-6]
4. ④ 1 / 3 [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1. 1-3]
5. ⑤令和 2 年 11 月 5 日
[保適の有効期間と自賠保険の取扱い 1]

(検査関係)

【1】…208、209P

1. ○ [審査規程 1-3]
2. × (1.6cm ⇒ 1.6mm、0.8cm ⇒ 0.8mm)
[審査規程 7-11-1 (3) ③]
3. ○ [審査規程 9-6 (1) ③]

4. × (下縁から 100mm 以下、後縁から 125mm 以内)
[審査規程 7-55-1 ⑬]

5. ○ [審査規程 7-6-1 (1) ①]
6. × (前軸⇒後軸) [審査規程 7-5-1 (1)]
7. ○ [審査規程 7-88-2 (1) ②]
8. × (※改正により設問文の規定は削除された)
[審査規程 7-23-1]
9. ○ [審査規程 7-70-2 (1) ①]
10. × (警音器はサイレン又は鐘でないこと)
[審査規程 7-97-2 (2)]

【2】…209P

1. ○ [審査規程 9-7 (1) ①、別添 12 5.]
2. ○ (バン形状は突出積載のおそれなしとみなされ、
3 分の 2 以下が適用。293cm 以下であるため適合) [審査規程 7-28-1 (7)]
3. ○ [審査規程 7-74-9-2 ③]
4. × (平均値が 94dB を超える)
[審査規程 9-5 (2)、別添 9 6. (3)]
5. ○ [審査規程 7-37-9-3 ①ア]
6. × (粘着テープによる表示は不適合)
[審査規程 4-4 ③ア]
7. × (小型貨物自動車のうち、平成 24 年 7 月 1 日
以降製作であって車両総重量 3.5t 以下のものは頭部後傾防止装置が必要)
[審査規程 7-46-9-1]
8. ○ [審査規程 7-11-1 (2) ②]
9. × (タイヤとの接触痕があるものは不適合)
[審査規程 7-16-2-1 (2) ①ア]
10. ○ (平成 6 年 3 月 31 日以前の製作車には装備不要)
[審査規程 7-45-5]

【3】…210P

1. ア＝13 / イ＝2.5 / ウ＝3.8
[審査規程 7-2-1 (1)]
2. エ＝20 / オ＝150 / カ＝70 / キ＝200
[審査規程 9-8 (3) ②]
3. ク＝0.14 [審査規程 7-49 (4)]
4. ケ＝60 / コ＝120 [審査規程 7-91-3 (2) ①]
5. サ＝30 [審査規程 7-51-1]
6. シ＝1 / ス＝2 [審査規程 7-41-1-1 (1) ①]
7. セ＝0.5 / ソ＝1000 [審査規程 9-6 (1) ②]
8. タ＝6 [審査規程 7-78-1]
9. チ＝5.5 / ツ＝1.56 / テ＝1.5
[審査規程 7-52-1 (1) ②]
10. ト＝7 [審査規程 7-86-1]